

少子・高齢化対策特別委員会の中間報告

本委員会は、令和元年第3回定例会において設置され、以来、前期における少子・高齢化対策特別委員会の成果を踏まえながら、高齢化対策、少子化対策について調査を続けてきた。

調査の経過及び集約された意見は次のとおりである。

なお、付託を受けた案件については、いずれも多く課題が残されているため、今後も積極的に調査・検討を進めていく必要がある。

1. 高齢化対策について

高齢化対策については、令和3年度から5年度までの3か年を計画期間として策定する「第8期福岡市介護保険事業計画（原案）」及び「福岡100」プロジェクトの推進と高齢者保健福祉施策の実施状況について調査を行った。

本市における高齢化率は、令和元年9月末現在で21.6%であり、将来推計では7年に23.4%、22年に29.7%で、うち後期高齢者は7年に元年の約1.3倍、22年に約1.7倍となり、さらなる高齢化と後期高齢者の急増が見込まれている。また、要介護認定者数は、元年度が約6万8,000人、認定率20.3%であるが、22年度には約12万4,000人、認定率25.9%になると見込まれている。さらに、要介護認定者数の増加に伴って介護人材の需要も増加する見込みであるが、国の算定によると、7年度に県全体で約9,500人の介護人材が不足するとされ、要介護認定者数における割合より試算すると、本市では同年度に約5,500人が不足するとの予測が示された。

介護保険制度の円滑な運営に当たり、介護保険法の改正等を踏まえながら、各種サービスの見込量などを定めるものとして策定する「第8期福岡市介護保険事業計画」では、高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援等のサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアの構築をさらに進める必要があるとの考えが示された。また、地域包括ケアの構築に向けては、自立支援、介護予防や重度化防止を推進するとともに、生活支援コーディネーターの全市展開などの生活支援体制の整備、在宅医療・介護連携の推進、ICTやロボット等の利活用などに取り組んでいくとの報告を受けた。

また、「福岡100」プロジェクトにおける高齢者関連の主な事業として、認知症フレンドリーシティ・プロジェクト、シニア活躍応援プロジェクト、福祉・介護人材の

確保など、人生100年時代を見据え、誰もが健康で自分らしく暮らせる持続可能な社会の実現を目指して取組を進めているとの報告を受けた。

超高齢社会における高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な運営は重要な課題であり、高齢者と家族の実態を十分に把握するとともに、介護保険料の上昇抑制対策、現場の介護スタッフの処遇改善と人材確保、介護事業者等への支援、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、地域や関係団体等との地域包括ケアの構築に向けた取組、買物や移動支援、生活交通の確保等による生活基盤づくり等について、今後とも引き続き調査・検討を進めていく必要がある。

2. 少子化対策について

少子化対策については、初めに、令和2年度から6年度までの5か年の計画である「第5次福岡市子ども総合計画」の概要について報告を受け、3つの目標ごとに体系化した施策のうちから、目標2「子ども・若者の自立と社会参加」に焦点を当て、具体的な取組状況等に関する調査を行った。

本計画においては、子ども・若者の自立と社会参加のため、「子どもの居場所や体験機会の充実」、「青少年の健全育成と自己形成支援」、「若者等の相談支援と居場所の充実」、「障がい児の支援（学童期以降）」の4つの施策を推進することとしている。具体的には、放課後等における居場所の充実、子ども・若者の社会的自立に向けた取組、非行防止、若者に関する総合的な支援・連携体制の強化、中高生や若者に寄り添う居場所の充実、障がいのある子どもの社会参加に向けた相談・支援などに取り組むとの報告を受けた。

今後とも、本計画に基づいて展開される以上4つの子ども施策について調査・検討を進めていくとともに、留守家庭子ども会の需要増加への対応、さまざまな体験機会の充実、子ども、若者の自己形成の支援、若者や家族に対する切れ目のない支援体制の構築、障がいのある子どもの自立を目指した支援などの課題について、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。

次に、令和3年度から7年度までの5か年の計画である「福岡市働く女性の活躍推進計画（第2次）（案）」の概要について報告を受けるとともに、主な事業の取組状況等に関する調査を行った。

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、活力ある地域社会の実現に向けて、市域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を計画的かつ効果的に進めるために策定するものであり、現在策定中の「福

岡市男女共同参画基本計画（第4次）」の基本目標3及び基本目標4の部分として位置づけているとの説明を受けた。

基本目標3の「仕事と生活の調和が実現した社会」では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、子育て・介護支援の充実が、基本目標4の「働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会」では、働く場における女性活躍推進の支援、女性の就業・起業支援が、それぞれ施策の方向として挙げられている。

今後、この計画に基づいて展開される女性活躍推進の施策について調査・検討を進めるとともに、男女が共に出産や育児、介護や仕事を両立するための社会、企業や家庭における環境づくり、働きたい女性がライフスタイルやライフステージに応じて多様な働き方ができるための支援などの課題についても、引き続き、調査・検討を進めていく必要がある。